

『校長会伝達事項』

教 育 長
令和6年 1月

教育アラカルト

1. 校長の職務と権限の掌握

学校教育法第37条4項

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

[校務掌握権+所属職員監督権] = 包括的職務権限

- 校 務・・・学校業務全般（人的・物的管理、教育活動の管理・運営）。
- つかさどる・・・校務を処理（調整・管理・執行）する権限と責任がある。
- 監 督・・・相談・指導・助言・指示・命令し調停する行為。

※「校務をつかさどり」とは、学校の管理責任者として教育活動の管理・運営、施設・設備の維持管理を行い、学校経営の責任者として、教育目標を設定し、その達成に向けて教育活動を展開すること。**経営ビジョン**により学校の意思や方針等を外部に発信する権限もある。

※「所属職員を監督する」とは、任命権者に関わりなく学校に配置されている全教職員について、職務上（勤務時間内）、身分上（勤務時間内外）の監督権限を有する。児童・生徒に関しては懲戒権、感染症の出席停止命令権、指導要録作成権、課程修了の認定権を有する。

2. 教頭の職務の掌握

学校教育法第37条7項

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 [校長の補佐+校務整理+児童・生徒の教育]

- 助け（補佐）・・・校長の職務遂行に意見を述べる。← コンプライアンス
校長の職務遂行を補助する。 (compliance)
内部委任による校長の職務を行う。
校長に事故ある時（病気療養・海外出張等）に代理する。
校長が欠けた時（死亡等）に代行する。
- 整 理・・・校長の経営方針を教職員に周知徹底し、校務が円滑に遂行されるように総合的な調整を行う。

※学校教育法第37条8項

「教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う」 ⇒ **校長の職務内容を熟知しておく**必要がある。

3. 指導主事の職務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[指導主事その他の職員]

第19条 都道府県に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる。

4. 指導主事の心構え 「学の経は、その人を好むより速やかなるはなし」 荀子

1. 自分の教育観（教師観）を確立する ⇔ 経験と知識の裏打ち

⇒○教育のプロを自覚して指導に当たる。経験知による自信を持ったアドバイスでなければ、教師は耳を貸さないし、従わない。 ← **教育理念を持つ**

○リーダーに必要なものは『自信』であり、成功に導く原動力である。

揺るがない自信は、日常の研鑽（物事の道理を穿つ）から身に付く。

① 松尾芭蕉『高悟帰俗』・・・ わかりやすい言葉での伝達

心は常に高邁な「理念」の上に立ちながらも、指導助言においては具体的な表現をとることが望ましい。唯我独尊（ひとりよがり）の指導には危険が満ち溢れている。ウォーミングアップで同僚等と教育観を語り合うことが肝心。

② ルソーの『消極』・・・ 行動する前に冷静に思考する

『消極』とは「控えめで現状を守るのではなく、一旦立ち止まり物事を客観的に評価しつつ前進すること」で、真髄にはチャレンジ精神が横たわる。

③ ソクラテス『産婆術』 Educate ・・・ 才能を発見して引き出す

人々の能力を正しく引き出し纏めてやる。対話を重視し、人間の完璧でない知に気付かせ「吟味無き生活は生きるに値しない」とし、「優れた部分を映し出してくれる他者（自分の鏡）を発見する能力」、それは研修（研究と修練）が基盤。

2. 現在の部署と仕事を愛する（存在感、所属感） **心の持ち方で青春は持続する**

① 運命的な出会いの相手（職場）であると信じて頑張ること。

② 言葉には人間性（人格・品性。人柄）が現れる・・・役職の認識。

③ 福島県教育委員会や所属する事務所、市町村教育委員会の教育方針、各学長の経営ビジョンの特徴をインプットする。認識することは創造につながる。

3. 教育振興基本計画 平成20年7月から5年ごと（教育の羅針盤）

- ①第Ⅰ期の「**生きる力**」⇒ 「知・徳・体」のバランスのとれた人間像
○確かな学力（知） ○豊かな心（徳） ○健やかな体（体）
⇒ 「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」
- ②第Ⅱ期の「**社会を生き抜く力の育成**」⇒ Active-Learning
○国際化（英語） ○情報化（ICT） ○道徳（仁＝忠恕）
○**コミュニケーション能力**・・・感情と言葉による次の3つの能力
「自分の考えを伝える」・「他人の考えを理解する」・「伝え合える」
⇒ 欧米主要国を上回る質の高い教育を可能にする環境整備を図り、「自立」と「協働」を図るための主体的・能動的な力の育成。
- ④ 第Ⅲ期の「**夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力の育成**」では、**2030年以降の社会を展望した教育の役割が提唱されている。**
○「何を理解して何ができるか・どう使うか・どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」を柱とする。
○ICTに技量あるだけでなく、人間としての感性を携え「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人間と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していく」
○「可能性」と「チャンス」の最大化 ⇒ **創造性を生み出す**
⇒ 新地町教育目標「夢を育み、可能性を伸ばす」と同義。
- ④ 第Ⅳ期の「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」 令和5年6月
○「今後の教育施策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方」を示す。
⇒ 客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
○「子供・若者を含む、様々な関係者との対話」
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成（チーム学校、協働の学び）
○「教育投資の在り方」
⇒ 未来への投資、質の向上に向けた環境整備、教育費負担軽減の推進

4. 悩んで解決できることは大いに悩んで結構。しかし、悩んで解決できない時には信頼を寄せる教育関係者等に相談する。

- ①教科指導・・・義務教育では地区同一教科書使用の利点を生かすべきである。
模範教師の指導案の活用等の発想が大切である。
- ②生活指導・・・教師個人が抱え込む指導ではないことを自覚する（チーム学校）。
学年・学校・保護者に共通認識はあるのかを第一義とする。

5. 児童生徒（義務教育）の教育実践には保護者の姿を意識した指導が必要不可欠であることを教員に徹底して理解させる。

- ① 教育的指導の説明責任（**アカウンタビリティ accountability**）の理論は事前に準備し、必ず上司の指導助言を受ける。（メールによる文言、文書）
- ② 教員への指導助言後は、経過内容を時系列にメモする習慣を身に付ける
⇒ 苦情等の緊急対応はもとより自分自身の救済につながる。

6. 『教育は人なり』・・・『**教師力**』により子どもの理解度は変化する。

- ① 子どもの人生観に大きな影響を与えていることを教師に自覚させる。
- ③ 「自己研鑽に努めよ」・・・教職員に器量の大きい人物との交流促進。

7. プロ意識を持ち、何事にもプラス思考で臨む。⇒ **Active learning**

- ① 教科や生徒指導での助言は、**具体的事例**を多く掲げることが肝心。
- ② 受け身の姿勢からは停滞しか生まれえない、**攻めの姿勢**を確立する。

8. 管理職からの明確な伝達・・・相手が理解して初めて伝達が成立

9. 人間は一人では生きていけない社会的生物である〈不祥事厳禁事由〉。

法学の基本・・・「**ロビンソンクルーソー論**」← **具体例で説明する。**

- 無人島に漂流、一人の場合はルールはいらない。
- 二人以上の場合は、相互の取り決め（約束・規則）が必要になる。
- 防衛問題では、「玄関に鍵を掛けますか」がポイント。

集団のリーダー（管理職・指導主事等）の資質の向上が先決。

☆福島県の教育力をアップするにはどうするかを対話する。

- ①国の分析 100万人の教員、3万人の校長、1700人の教育長。
- ②福島県の概数？・・・2万人の教員、740人の校長、60人の教育長

○教員全体の資質の向上を一気に図るのは、ヒーローが誕生しない限り困難。
では、どこから始めるべきなのかが key point になる。← **中堅教師**

「知識」は学校教育や書物から、

「知恵」は社会教育から・・・

「知識 (knowledge)」と「知恵 (wisdom)」

人間にはこの両者が欠かせない。学校教育では授業の中で先哲や優れた人物の思想や彼らが生み出した知的財産等を学ぶ。そこで学べないことは、書物やITなどから学ぶ。必然、偶然に関わらず、ある事柄について理解・認識し身に付けたものが「知識

(knowledge)」であり、それは理性的で記憶力を基盤にしている。

一方、日常のスポーツ・文化・懇親会等での交流、自然体験・生活体験を通して身に付けた物事を処理、判断する能力が「知恵 (wisdom)」である。応用力に関係の深い想像力や連想力が支えとなっているが、その基盤には人間としての感性が大きな比重を占めて横たわっている。

⇒ 発想することの楽しみ . . . 感動が待っている。

(1) 「十七字のふれあい事業」 . . . 毎年4万組を超える人気に成長。

☆家庭での希求 (家庭で共に学ぶ、子どもとのコミュニケーション、体験活動の心のふれあいなど) に応えている。 ← **マスコミ報道を外部評価とする。**

- ① 子どもと大人が体験等を通して、感動したことや共感したことをそれぞれに5・7・5の17音で表現する。(異世代間交流、言葉の鍛錬、ことばの理解)
⇔ 「**言語活動の充実**」(学習指導要領)
- ② 平成13年7月11日、「学校教育法」、「社会教育法」が改正され『体験活動・社会奉仕活動の推進』の趣旨が挿入される。 ⇔ 「**体験活動の充実**」(学習指導要領)
- ③ 新教育基本法に新設された『家庭教育』(第10条)、『幼児期の教育』(第11条)、『学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力』(第13条)の理念と合致する。
- ④ 『第6次福島県総合教育計画』の基本理念“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」や基本目標1「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」、基本目標2「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」と合致する。

☆世代を超えて体験活動を行い、その感動をテーマとした作品を創作することが上記の**法令目標等の実践評価**だけにとどまらず、学習指導要領に提示された『言語活動の充実』を始めとした教育目標を網羅している。また、日本独特の短詩型文学の伝統を考え日本語を愛する姿勢も醸成する。(**評価なくして進歩はない**)

(2) 「美文朗読」事業 相双地区の実態把握からの発想 . . . 事務所からの発信

- ① 『社会の宝』である子どもたちが美しい日本語の文章に触れて音読することで、国語の言葉に関して日本人の感性を磨き、心豊かな人間性の醸成を図る。
- ② 県教育委員会(教育事務)及び市町村教育委員会等が協力連携のもとで、両者が連携融合して主体的に取り組んだ事業 ⇔ 第6次福島県総合教育計画
- ③ 家庭及び地域の教育力の低下に対応し、地域や家族間での『読み聞かせ』を行う「場づくり」、学校教育でのテキストとして活用するための道具的役割を果たす。
- ④ 新教育基本法に新設された『家庭教育』(第10条)、『幼児期の教育』(第11条)、の理念と合致する。

「**学社連携**」

1996(平成8年) 生涯学習審議会答申

1998(平成10年) 派遣社会教育主事配置費用が交付税に

- (1) 物理的視点からの課題解消・・・平成14年度 社会教育に指導主事配置
 ◎県教委の組織整備 社会教育部門に指導主事が配置されていなかった。
 ⇒ 学校教育に踏み込んでいない欠陥 ⇔ 配置
- (2) 心理的視点からの課題解消 平成14年度から
 ◎指導主事と社会教育主事の役職認識に差異 ⇔ 本庁・各事務所融合

教育基本法「第13条」

- ①『学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力』の理念が掲げられた。
 ②県内七カ所の教育事務所、四カ所の自然の家、社会教育施設、市町村派遣などで社会教育主事を経験した中で学んだことは、教育の効果的実現には理念にある三者の**三位一体となった連携融合**が不可欠である・・・**地方交付税に22名の措置がある。**
 ⇒ 子どもは社会全体で育むことが理想。
 家庭や地域社会での親子のふれあい、同世代や異世代間交流、自然・社会体験活動の展開を図る前に、子どもの親権者である保護者の理解が必要。
 そこで、まずは親の子育てへの「意識づくり」の大切。

☆PTA活動の活性化

- ①社会教育団体としては最大の組織であるPTA、学校においても最大の組織である。
 ②PTA活動の活性化を図ることが、学校や地域社会の活性化に密接に関係がある。
 ③事業を実践するに当たっては、学校や地域社会とも連携の上で保護者への研修会を開催するなど、社会教育主事としてのコーディネート能力が重要。
 ⇒ 校長としては、保護者や地域社会を巻き込みながらの学校経営を行う。
 (行事などに保護者、地域教育資源、地域教育人材の活用・・・開かれた学校)

☆広報広聴活動の大切さは、平成初期の教育庁総務課時代から強く認識していた。

⇒ **PR** (public relations) の「s」には「**広聴**」の意味がある。

- ①広報活動・・・様々な事業を展開するためには、事業の趣旨や方向性を明らかにし地域社会からの理解を得ることが重要である。
 様々な手法での広報活動を心掛けル必要性がある。
 ⇔ **Accountability (説明責任)**

”子どもは社会の宝として、社会全体で育てる“ (**意識づくり**)

- ②広聴活動・・・事業を立ち上げる前に、情報収集に努める。
 ⇔ 事業企画が成功するか否かは調査活動にある。
 展開の途中でも外部評価を参考にする。← 軌道修正が可能

ちょっと失礼 知恵袋から引き出して見ます。

1. 外出先から戻った上司に「御苦労さまでした」というのは駄目ですか？

A 駄目です。目上の方に言う場合は、「お疲れさまでした」。

2. 「地産地消」は、「地元生産、地元消費」を略して作られました。「食育」は？

A 明治時代以降に、体育や知育と並ぶものとして用いられるようになった。
栄養教育・栄養改善 ⇒ 栄養指導 ⇒ 食教育・食の教育 ⇒ 食育

3. 「クールビズ」が急速に普及しています。逆に「省エネルック」は駄目でしたが、原因はあるのでしょうか？

A 2005年、環境省が公募した「夏の軽装」の名称として英語の「クール」とビジネスの略語の「ビズ」を合体し採用された言葉が「クールビズ」。「涼しい」や「恰好よい」意味のイメージが受け、86%の企業が導入して流行語大賞にも選ばれました。「〇〇ルック」は過去に使い古された陳腐なものとしての意識がありました。また、「省エネ」は直接的すぎることもあったようです。

4. 「コンピューター」と「コンピュータ」のどちらの表記で書けばよいのですか？

A 物理学では「コンピューター」、心理学では「コンピュータ」を使用しています。どちらも間違いではありませんが、新聞・放送では「コンピューター」と表記しているため、見慣れているのは76.6%の頻度があるこちらかもしれません。

5. 紛らわしい法律用語を、わかりやすく教えて下さい。

- ①「公布」とは、成立した法律を国民が知ることのできる状態にする。「施行」は、法律の効力を発生させること。「公布」は官報掲載で、20日を経過した日から施行されるのが原則。これを周知期間といい、条例は10日間です。
- ②「及び」と「並びに」は、二つ以上の言葉を併合的につなぐ場合に使用し、原則的には「及び」を使用します。法令に二つ以上の併合がある場合、一番小さな意味の併合には「及び」を使用し、それ以外には「並びに」を使用します。
※公立の小学校の校長及び教員の給与は、・・・。
※公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、・・・。
- ③「課す」は、税金の徴収などの制裁的色合いのない義務の内容に使用します。一方、「科す」は、刑罰などの制裁を加える場合に使用します。
- ④「科料」は、最も軽い刑罰ですが刑法総則に定められている財産刑であり、「過料」とは、法秩序を維持するために認められている安全運転義務違反等の行政処分です。
※死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。